

特集

税の申告をお忘れなく

確定申告と納税

所得税

2月16日～3月16日の月～金曜日 個人事業者の消費税及び地方消費税 3月31日(火)まで



確定申告書は自分で作成を

税務署では、自分で確定申告書を正しく作成し、提出していただくよう推進しています。国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書、贈与税の申告書を作成することができます。申告書の作成は、「確定申告の手引き」や前年の申告書の控えなども参考にしてください。

なお、同コーナーで作成した申告書は、印刷してそのまま提出でき、事前に申告書の用紙を取り寄せる必要がありません。

e-Taxをご利用ください

国税電子申告・納税システム(e-Tax <http://www.e-tax.nta.go.jp>)は、自宅や事務所などからインターネットを利用して申告や納税、申請、届け出などができる便利なサービスです。e-Taxを利用すると、次の利点があります。

▼国税庁ホームページから電子申告

「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。

▼最高5,000円の税額控除

平成20年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名及び電子証明書を付して、期限内に行くと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。※平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は除きます。

▼添付書類の提出省略

所得税の確定申告を行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。※確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。

▼還付金がスピーディー

還付申告は早期に処理しています(3週間程度に短縮)。

土地や家屋、株式などを売却した方

土地・家屋、株式などを売却したことによる譲渡所得がある方は、他の所得と併せて、確定申告書B(第一表・二表)と第三表(分離課税用)で申告してください。

譲渡損失(赤字)の場合でも、上場株式等の譲渡損失の繰越控除などの特例の適用を受けるためには、確定申告が必要になります。

贈与税の申告と納税は2月2日(月)～3月16日(月)

平成20年中に財産の贈与を受けた方は、次の場合、贈与税の申告が必要になります。

▼「暦年課税」の適用を受ける場合には、その財産の価額の合計額が基礎控除額(110万円)を超える

▼「相続時精算課税」の適用を受ける

個人事業者の消費税及び地方消費税

個人事業者で、平成20年に初めて課税売上高が1,000万円を超えた方は、平成22年から消費税の課税事業者となります。届出書などの提出や記帳の方法、書類の保存等の相談は、各税務署にお問い合わせください。

納税は便利な口座振替で

所得税や消費税(個人の課税事業者)の納税には、安全・便利な口座振替をお勧めします。

住所地別管轄税務署

対象	問合せ・確定申告書の提出先
西・北・大宮・見沼区の方	〒337-8602 大宮区土手町3-184 大宮税務署 ☎641・4945(自動音声案内)
中央・桜・浦和・南・緑区の方	〒330-9590 浦和区常盤4-11-19 浦和税務署 ☎833・2651(自動音声案内)
岩槻区の方	〒344-8686 春日部市大沼2-12-1 春日部税務署 ☎733・2111(自動音声案内)

※上記の電話番号は、電話がつながると音声案内が流れます。所得税、消費税及び贈与税等の申告相談などについては、申告案内窓口「0」を選択してください。

さらに楽で使いやすい!
ネットでも申告・納税。
e-Tax
国税庁 税務サービスセンター

インターネットで確定申告。
私のおすすりめです。

確定申告 検索

確定申告

所得税・贈与税・事業税・住民税 個人事業者の消費税・地方消費税
3月16日(月)まで 3月31日(火)まで

○申告と納税は期限内に。 ○納税は便利な振替納税で。

www.ita.go.jp

税務署・都道府県・市区町村

確定申告には、国民年金保険料の控除証明書が必要です

平成20年中に納めた国民年金保険料や国民年金基金の掛け金は、全額が社会保険料控除の対象になります。社会保険庁から送付されている「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」をご利用ください。

また、老齢年金を受けている方に送付されている「公的年金等の源泉徴収票」も添付書類として必要です。源泉徴収で受けられなかった控除(社会保険料・生命保険料・医療費控除など)がある方は、還付を受けるために確定申告を行うことができます。

詳しくは、各区保険年金課、各社会保険事務所(大宮☎652・7474、浦和☎831・1278、春日部☎739・1223)、国民年金基金(☎0120・65・4192)へ。

税理士による還付申告相談

【期日】2月2日(月)～13日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

【会場】市内各税理士事務所

【対象】給与や年金などの収入が年額600万円以下の方

【申込み】電話で、関東信越税理士会各支部へ。

詳しくは、関東信越税理士会各支部(大宮☎644・6044、浦和☎834・5461、春日部☎738・7470)へ。

「振り込み詐欺」にご注意ください

税務職員を装い、振り込みを行わせる詐欺被害が多発しています。税務署や国税局では、次のようなことは行いませんので、被害に遭わないようご注意ください。

- ◆還付金受け取りのために、金融機関などのATMを操作させる
- ◆国税の納税のために、金融機関の口座を指定して振り込みを求める

確定申告会場

【日時】2月12日(木)～3月16日(月) 9時～16時

【会場】さいたまスーパーアリーナ 展示ホール(さいたま新都心駅西口)

【対象】市内在住の方 ※岩槻区を除く

岩槻区の方は、春日部税務署で確定申告相談を受け付けています。なお、いずれも土・日曜日、祝日を除きます(2月22日、3月1日の日曜日に限り、申告相談を行います)。

申告期限は、次のとおり税目により異なりますので、ご注意ください。

- ▶ 所得税・贈与税…3月16日(月)
- ▶ 消費税・地方消費税(個人事業者)…3月31日(火)

詳しくは、各税務署(大宮☎641・4945、浦和☎833・2651、春日部☎733・2111)、
又は税制課(☎829・1159、FAX 829・1996)へ。